

オープンソースとソースコードの公開をめぐる若干の課題

——オープンソース・コミュニティの活動、
Embedded Linux ProductとGPL Ver.3を中心に——

城 山 康 文*
中 崎 尚**

抄 録 2006年11月に秋葉原で開催された第5回インターナショナルGPLv3カンファレンスでは、Embedded Linux Productに多くの時間が割かれ、これらの組み込み機器とGPLとの関係への関心の高さがうかがわれた。GPL Ver.3は2007年内にも最終版がリリースされることを予定されているが、いまだ未確定の要素も多い。

他方、オープンソース・コミュニティの一部は、GPL違反を探し出して法廷闘争に持ち込む活動を活発化させてきた。各国企業がそのターゲットとされており、日本企業も現実とそのリスクに曝されつつある。

本記事では、Embedded Linux Productを念頭に、現行のGPL Ver.2及び策定中のGPL Ver.3によるソースコードの公開義務について検討する。その上で、執筆者らが実際に取り扱った事例から得た知見を交えながら、日本企業がGPLを遵守し、国際的な紛争に巻き込まれないためのヒントを紹介する。

目 次

- 1. 序 論
- 2. オープンソース・コミュニティの動向
 - 2. 1 GPL Violations
 - 2. 2 GPLの解釈をめぐる他の裁判例
 - 2. 3 GPLをめぐる他の裁判例
- 3. Embedded Linux Product
 - 3. 1 Linux利用の拡大と問題の所在
 - 3. 2 開示義務の根拠条項
 - 3. 3 derivative workの範囲
 - 3. 4 Embedded Linux Productのもう一つの特徴～ユーザの責任の有無～
- 4. GPL Ver.3をめぐる議論
 - 4. 1 GPL Ver.3策定のスケジュール
 - 4. 2 GPL Ver.3の特色
 - 4. 3 ソースコード公開義務に直接影響するおそれの高い変更点
- 5. Embedded Linux Productを取り扱う企業の注意すべき事項
 - 5. 1 ソースコードの管理

- 5. 2 企業グループとしての対応
- 5. 3 ソースコードの公開手段

1. 序 論

近年、多くの日本企業において、Linuxを中心とするオープンソース・ソフトウェア¹⁾の採用を拡大する傾向にある。また、数年間に及ぶ行政の振興政策もあり、地方公共団体でも、オープンソース・ソフトウェアを利用したシステムを導入する事例が増えてきた²⁾。海外に目を転じて、例えば、アメリカでは第2次オープンソース・バブルとも呼ばれる状況が発生し、2006年冬だけでも、米Novellと米Microsoftとが歴史的な提携を発表し、米Sun Microsystems

* 弁護士 Yasufumi SHIROYAMA

** 弁護士 Takashi NAKAZAKI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

がJavaをGNU General Public License (「GPL」) でライセンスすることを決定した。さらに、米OracleがRed Hat Linuxについて、安価な企業ユーザ向けサポートを提供するなど、オープンソースのサービスプロバイダー間の競争も激化しつつある。

普及の反面、従来は正面から議論されることが少なかったオープンソース・ソフトウェア導入に伴うデメリットが、メディアでも頻繁に取り上げられるようになった³⁾。企業がオープンソース・ライセンス特にGPLに関連するトラブルに巻き込まれる事例は、後を絶たない。最近のトラブルで特徴的に見られるのは、各国の企業が、海外進出先のオープンソース・コミュニティ（オープンソースを支持する人や団体）から、GPLを遵守していないとして、想定外の反発を受けるケースである。Embedded Linux Product（Linuxを組み込んだ機器）という形でのLinux利用が急増してきた環境下で、国際的なオープンソース・コミュニティの一部の動きが先鋭化しており、企業がこのようなトラブルに遭遇するリスクは高まりつつある。

他方で、そのオープンソース・コミュニティが拠り所としているGPL自体、現行のVer.2（以下、Ver.3と比較する文脈でのみ、特にVer.2と記載する。特段のことわりなくGPLの条項を参照する場合はGPL Ver.2の各条項を意味する。また、ことわりなくGPL Ver.3と記載する場合は、本記事執筆時点で最新の第二版のドラフトを前提としている。）を全面的に改訂するVer.3策定に向けての議論が進められている⁴⁾。賛否両論のある、いわゆる反DRM（Digital Rights Management）条項や反ソフトウェア特許条項はもちろん、新規に導入された用語や既存の条項の微妙な変更による影響についても検討は不可欠である。

本記事では、国際的なGPL紛争の経験に基づき、国際的なリスク増大の背景にある、一部の

先鋭化したオープンソース・コミュニティの動向を簡単に紹介する。続けて、主にソースコードの公開義務の面から、Embedded Linux Product特有の問題点、現行のVer.2からGPL Ver.3（Second Discussion Draft）への変更点を概観する。最後に、これらを踏まえ、オープンソース・ソフトウェアを導入し、逆に混入を防止しようとする場合に注意すべき事項に言及する。

2. オープンソース・コミュニティの動向

2.1 GPL Violations

オープンソース・コミュニティのうち、2004年頃から非常に先鋭的な活動を見せているのがGPL Violationsというプロジェクトである⁵⁾。同プロジェクトは、ドイツ国内に拠点を有し、ドイツに進出している各国企業のGPL違反を継続的に告発し、実際に数件の勝訴を勝ち取ったのみならず、数十社の企業から誓約書（a declaration to cease and desist）を受領したと主張している。GPLの有効性を認めるだけでなく、販売の差止まで命じた裁判例で公になっているものは世界的にも数例しかないため、概要を紹介する。これらの訴訟はいずれも、プロジェクトの中心メンバーであるHerald Welte（個人）が原告となっている。

2004年のオランダSitecom（無線ネットワーク製品販売会社）の独子会社を相手取った訴訟では、Welte自身が作成に携わったプログラムを組み込んだ製品の販売を禁止する旨の仮処分（preliminary injunction）を勝ち取り（同年4月2日）、同社は異議を申し立てたものの（同年4月20日）、仮処分は維持された（同年5月21日、ミュンヘン地裁）⁶⁾。

2005年4月の米Fortinet（多目的セキュリティ機器メーカー）の英子会社を相手取った訴訟

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

では、Welteが開発者から権利を譲り受けたLinuxコンポーネント“initrd”を組み込んだ製品の販売を禁止する、差止仮処分を勝ち取った⁷⁾。この裁判は、オープンソース・コミュニティが、開発者から譲り受けた権利を足がかりとして、活動範囲を容易に拡大できることを明確にした点で特徴的である。もちろん、「開発者から譲り受けた」という経緯の真偽、原告適格の有無にかかわる各国法上の争点を増やすことにもつながる。しかしながら、それでも、利用する側の企業にとっては、かかる手法により、先鋭的なオープンソース・コミュニティから裁判を提起されるリスクが一段と高まったことは事実である。また、仮に直ちに提訴されないとしても、自社製品に組み込まれているプログラムの著作権者が誰かだけでなく、現在の著作権者が誰なのかを手間を惜しまず把握することが必須になったといえよう。

2006年9月の、台湾D-Link（ネットワーク機器メーカー）の独子会社を相手取った訴訟では、フランクフルト地裁は、GPL違反を認定し、訴訟費用および製品の購入とリバース・エンジニアリングに要した費用の補償を命じた⁸⁾。この裁判は、D-Linkが、過去にGPL違反が発覚した際に、不法行為を止めるという念書をGPL Violationsに提出し、訴訟および調査のための購入とリバース・エンジニアリングに要した費用を支払ったという経験があったにもかかわらず、その後も同種の違反を重ねていたことが問題とされた点で特徴的である。

2.2 GPLの解釈をめぐる他の裁判例

GPL違反を正面から争う裁判は、GPL Violationsに関連するものに止まらなくなってきた。2006年9月にJavaベースのチェス（ゲーム）クライアントソフトウェア“Jin”の開発者が、オンラインでチェスの個別指導を行う企業に対し、GPLを遵守していないとして、指

導用ソフトウェア頒布の差止めと金銭賠償を求め、イスラエルの裁判所において訴訟を提起した⁹⁾。同裁判は係属中で結論が出ていないが、原告は次のように主張している。「被告はGPLによるソースコード開示義務を免れる手段として、当初は、被告独自のプログラムとJinとのリンクを間接的な形をとることでDerivative Workと看做されることを免れようと計画した。しかし、それでもDerivative Workに該当しGPLが及ぶとの指摘を受けた。そこで、被告は、対話しながらチェス指導を行うためのオーディオ/ビジュアルのモジュールを加える一方で、Jinをベースとしている事自体を隠そうとして、指導用ソフトウェアのソースコードの一部しか開示しようとしなかった。この被告の姿勢は、GPLの定めるソースコードの開示義務や著作権表示義務を遵守していない。そのうえ、被告が指導用ソフトウェアを頒布する際にユーザに締結を求めるEnd User License Agreementによる頒布・改変の制限はGPL Section 6に違反する。」これに対し、被告は、被告が独自に加えたオーディオ/ビジュアルのモジュールは独立したプログラムであり、GPL Section 0に定義される“a work based on the Program”（[オープンソース] プログラムを基にした著作物）ではないと主張している。

2.3 GPLをめぐる他の裁判例

GPL関連の裁判で判決まで到達した案件は、GPLのお膝元であるアメリカ国内でも少数にとどまる¹⁰⁾。Linksys事件¹¹⁾は裁判に至らずソースコード公開で終了、MySQL事件¹²⁾は和解で終了し、耳目を集めたSCO事件はいまだ審理続行中である。

なお、Linux関連企業が、GNU/Linuxを無償で頒布しているのは、OS市場への新規参入を妨げる競争の阻害要因だとして、米国独占禁止法違反のかどで米IBMやFree Software

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Foundation（以下「FSF」という）が訴えられていた裁判では、GPLによるライセンスは同法に抵触しないという結論の判決が下された¹³⁾。

3. Embedded Linux Product

3.1 Linux利用の拡大と問題の所在

従前のLinux関連企業は、汎用コンピュータ・システム用にパッケージを販売・保守する企業を中心だったため、GPL違反のトラブルは特に生じていなかった。

近年、Embedded Linux Productは、ルーターなどのネットワーク機器に止まらずに、携帯電話やデジタル・テレビ、デジタル・レコーダー等の情報家電などにも広がり、日常生活に非常に広く普及している。これらの製品の多くは、機器を制御するソフトウェアの全てがLinuxで構成されているわけではなく、機器メーカーが独自に開発した、ないし機器メーカーが第三者から秘密保持契約のもと導入したプロプライエタリなコード（当該機器メーカーまたは第三者の独自の知的財産権として保護を受けるコード）が搭載されていることが多い。メーカーは、コストの回収、知的財産保護、第三者に対する秘密保持義務の関係から、プロプライエタリな部分を開示できないのが通常である。他方、プロプライエタリなコードでも、製品上での格納方法・機能のあり方によって、“a work based on the Program”と看做され、GPLの定める開示義務の対象になってしまう可能性がある。ここ数年、日本国内で発生したGPL関連のソースコード開示をめぐるトラブルもこのケースが多いので、著名な事例を別表にまとめた¹⁴⁾。

3.2 開示義務の根拠条項

このようにトラブルのもとになりがちな開示義務であるが、そもそもGPLのどのような規定

を根拠とするのだろうか。GPL Section 3は“You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following :”と述べており、同条a)～c)の方法によるソースコードの添付ないし開示を条件（義務）として、利用者による“a work based on the Program”の頒布を認めている。

そしてGPL Section 2は“You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions :”と述べて、同条a)～c)の方法による利用許諾等を条件（義務）として、利用者が“the Program”を改変して“a work based on the Program”を作成することを認めている。

“a work based on the Program”はGPL Section 0において“a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law : that is to say, a work containing the Program or a portion of it,……”と定義される。

そこで、どの範囲までが“a work based on the Program”と看做されるかという観点から、“derivative work”の範囲を検討することが必要になる。

3.3 derivative workの範囲

(1) プログラム間のリンクのあり方に重きを置く議論

“derivative work”の意義については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）や財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）から発

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

行された調査報告書において、詳細な検討が加えられているため、これらを概観する。

IPAが発行した「オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業 ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書 平成17年2月（平成17年7月改訂）」（以下「平成17年IPA報告書」という）24頁以下は、derivative workの意義について、「この範囲内かどうかの基準は……検討した結果、著作権法にいう「二次的著作物」に該当するかどうかの解釈に帰結するものであること」が明らかとなったとする。そして最難問であると言われるGPLの適用されたライブラリにリンクされたソフトウェアがderivative workとみなされるか否かについて、諸見解を概観した上で、「平成15年度電子商取引関連基盤技術開発実証事業オープンソフトウェアの法的諸問題に関する調査 調査報告書 平成15年11月（平成17年2月改訂）」（以下「平成17年SOFTIC報告書」という）に詳細を委ねる。

これらの議論で言及されることの多い「リンク」「動的リンク（Dynamicリンク）」「静的リンク（Staticリンク）」「ライブラリ」などの概念は、日本国内の法律上定義されていないので、平成17年IPA報告書はWikipedia日本語版による定義を参照している。

平成17年SOFTIC報告書8頁以下は、まず、FSFのFAQを下記のように要約する。

- ① 同一実行形式ファイルに含まれているモジュール群は、一つのプログラムである。
- ② Dynamicリンクされるモジュール群が相互にファンクションコールを行い、データ構造を共有する場合は、一つのプログラムである。Dynamicリンクする場合であっても、main関数を呼び出すだけという場合は、境界線上にあるケースである。
- ③ パイプ、ソケット、コマンドライン引数により通信しあうプログラムは通常別々

のプログラムである。（ただし、内部的なデータがやりとりされるような場合は、大きな一つのプログラムの一部分であると判断される。）

同報告書はさらに、上記FSFの見解を前提として、技術的な観点からの分類ごとに、GPL適用の有無について言及している。

(i) リンクの成り立ち方による分類

GPLが適用されるプログラムとStaticリンクするプログラムはderivative workに含まれGPLが適用されることに争いはない。Dynamicリンクするプログラムについては、FSFによるFAQをそのまま根拠として、「相互にファンクションコールを行ったり、データ構造を共有する場合は全体が一つのプログラムであると考えているようである。……したがって、GPL対象プログラムと動的にリンクし、相互にファンクションコールを行ったり、データ構造を共有するプログラムは、GPLの対象となると考えられる。」と述べるに止まる。

反面、Linuxベンダーが解釈している業界の通説として、一般向けの解説書では、LinuxのOS部分（カーネル）にStaticリンクしていれば、derivative workとして見なされ、Dynamicリンクしていればderivative workではないとする見解が紹介されることが多い¹⁵⁾。

注意すべきなのは、GPL Ver.3 Section 1では、従前のFSFが主張していた解釈（GPLが適用されるプログラムと、Dynamic・Staticいずれの形態でリンクされているプログラムにもGPLが適用される）を明文化すべく、“the source code for shared libraries and dynamically linked subprograms that the work is specifically designed to require”と明記される変更が加えられており、GPL Ver.2に比して、DynamicリンクされたプログラムにはGPLが及ばないと解釈する余地が事実上消滅したのに近

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いことである。

(ii) Linuxのダイナミック・ローダブル・モジュール及びデバイス・ドライバ

ともにDynamicリンクの一種なので,Dynamicリンクの議論に準じるとする。

(iii) Linuxのアプリケーション・プログラム
アプリケーション・プログラムはderivative workに含まれGPLが適用されることに争いはない。

(iv) Embedded Linux Product (カーネルとアプリケーション・プログラムとが一体となって, ROM等に格納された機器)

一般のコンピュータと同様の判断基準に準じる。

以上のように, 国内の調査報告における分析の多くは, プログラムのリンクのあり方が, GPLの適用の有無を決定づけるという理解を前提としていると考えられる。

(2) プログラム間のリンクのあり方に重きを置かない議論

他方, スタンフォード・ロースクール講師 Lawrence E. Rosenは, 自著内の“Linking to GPL Software” “Copyright Law and Linking”の各章において, GPL Section 2をセンテンス毎に分析し, リンクのあり方はGPLの適用に影響しないとする解釈を示す¹⁶⁾。この中でRosenは, GPL Section 2 第二文は, リンクの有無にかかわらず, separate worksとして頒布する限りは, GPLの適用はないことを定めるものだと述べる。ドイツでも, 同様に頒布のあり方が, derivative workか否かを決する要素であるとする見解が見られる。

(3) 検 討

(2)の見解はGPLの文言を忠実に解釈しようとしているものの, (1)のように踏み込んだ見

解が示されていないため, 今度はseparate worksとして頒布しているか否かを検討しなければならないことになる。この基準を具体的なケースに当てはめる場面では, 結局, (1)の議論の枠組みを使用することが有用に思われる。例えば, (1)(i)については, GPLの適用される部分とDynamicリンクされているだけのモジュールやライブラリは, プログラム実行時にはじめてGPLの適用される部分に結合されるので, 頒布の段階ではseparate worksに該当すると考えるのが自然である。

(1)の見解については, (iv)のEmbedded Linux Productだからとって, 一般の汎用的なコンピュータと取扱を異にすべきでないという指摘はもっともである。ただ, Embedded Linux Productの場合, 製品の構成上, GPLの適用される部分とプロプライエタリな部分とが, 一見, 密接に関連を有するよう見られてしまうおそれが高いことから, より慎重な判断が求められるべきである。

もちろん, GPLの適用される部分とプロプライエタリな部分とが, 密接に関連して, 相互の働きに依存してはじめて機能する関係であれば, プロプライエタリな部分がGPLの適用される部分のderivative workとして, 同様にGPLを適用されるおそれが生じてくるのは避けがたいと思われる。

(4) Embedded Linux Product固有の注意点

Embedded Linux Productに関してメーカーが陥りがちな状況として想定されるのは, 次のようなケースである。実際にプログラムを走らせた段階では, GPLの適用される部分とプロプライエタリな部分とが別のモジュールとして, ほぼ相互に依存することなく独立して機能しているにもかかわらず, まとめてコンパイル(コンピュータで実行可能なオブジェクトコードに変換)されているとか, まとめて暗号化・復号

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

化されている、といったより外形的な事情にとらわれて、プロプライエタリな部分がGPLの適用される部分のderivative workだと誤ってみなされてしまうおそれがある。この場合、メーカーが、オープンソース・コミュニティから、GPLに違反していないことを示すために、暗号解除を求められたり、場合によっては、コンパイルや暗号化のタイミングや流れを変更しなければならなくなったりするリスクが生じて来る。

Embedded Linux ProductのメーカーがGPLを遵守しようとして、GPLの適用される部分のソースコードを公開していたとしても、GPLの適用される部分に暗号をかけてしまっていると、製品に格納されているプログラムと公開されているソースコードとの同一性が確認できないことから、オープンソース・コミュニティから疑念をもたれるおそれもあり得る。

これらを踏まえると、メーカーは、コンパイルや暗号化のタイミングや流れを検討する段階においても、GPLの適用される部分とプロプライエタリな部分とをできる限り区別して取り扱うよう留意すべきである。

3. 4 Embedded Linux Productのもう一つの特徴～ユーザの責任の有無～

Linuxをインストールした汎用コンピュータ・システムとEmbedded Linux Productとのもう一つの大きな相違は、ユーザ（利用者）の責任の有無である。サーバやデスクトップPCのようなコンピュータにおいてオープンソース・ソフトウェアを利用する場合、ディストリビューター等が設ける特別の補償を除き、開発者等は、第三者の有する権利の侵害に対して、責任を負わないのが一般的であるとされている。逆に言えば、オープンソース・ソフトウェアの利用により第三者の権利を侵害した場合、その責任は利用者が負う可能性がある。これに

対し、Embedded Linux Productの利用者は、自らの責任においてLinux等をインストールして使っているわけではないので、Linux等に問題があった場合、機器のメーカーが責任を負うのが原則とされている¹⁷⁾。

もっとも、日本の著作権法では、プログラムの複製・翻案等を伴わない使用行為は、一般的には著作権侵害とならず、例外的に、著作権侵害により作成された複製物について、使用権原取得時に「情を知っていた」（侵害品であることを知っていた）場合に限り、業としての使用が侵害とみなされるに止まる（著作権法第113条第2項）。従って、プログラムのビジネスユーザは、入手時にそれと知らなければ、仮に後になってその複製物が侵害品であることを認識して以後も、差し止められたり、損害賠償義務を負わされることなく、使用を継続できる。この意味で、日本国内では、汎用コンピュータ上でLinuxを使用するに留まり頒布等を行わないユーザが、著作権侵害について責任を問われるリスクは比較的低いと考えられる¹⁸⁾。

4. GPL Ver.3をめぐる議論

4. 1 GPL Ver.3策定のスケジュール

GPL Ver.3は、FSFによりドラフトが第3版まで公表され、最終版を確定するスケジュールが組まれているが、当初の予定より遅れ気味である¹⁹⁾。2006年末現在、第二版のドラフトまでが公表され、世界各地でカンファレンスが開かれている。FSFは日本国内の諸団体にもフィードバックを求めているものの、各団体は正面から意見を表明することを控えがちといわれる。

4. 2 GPL Ver.3の特色

GPL Ver.3のGPL Ver.2からの大きな変更点としては、下記が挙げられる。

- ・英語から他言語への翻訳にあたり、用語の定義が曖昧になるのを避けるために、“propagate”、“convey”等の米国著作権法特有の解釈論に縛られない用語を導入
- ・“covered work”、“work based on the program”、“object code”、“complete corresponding source code”等定義の新設・変更 (Preamble, Section 1)
- ・プログラムの実行や“privately”な改変等、許諾される利用形態の明確化 (Section 2)
- ・Tivoization²⁰⁾の阻止を目的とした反DRM (Digital Rights Management) 条項の新設 (Section 3)
- ・他のフリーソフトウェア・ライセンスとの互換性をもたせる (Section 7)
- ・GPL違反があっても、その治癒後60日間を経過すれば、権利者はライセンスを終了できない (Section 8)
- ・反ソフトウェア特許条項の導入 (Mozilla Public Licenseに類似する条項) (Section 11)
- ・Lesser General Public License (LGPL) はGPLと別個のライセンスとして位置づけられていたが、これをGPLの例外ルールと位置付けた

このなかでも、反DRM条項の取扱については、Linus Torvalds (Linuxの生みの親) が繰り返し導入に明確に反対するなど、オープンソース・コミュニティ内でも賛否両論であるが、FSFの中心人物であるRichard M. Stallmanは引き続き同条項の導入を頑強に主張しており、第三版のドラフトでの対応が注目される²¹⁾。

加えて、現在GPL Ver.2に基づいてライセンスされているプログラムに対して、GPL Ver.3がどのように影響するかも重大な論点である。もちろん、各プログラムが準拠するライセンス

条項に、“or any later version”という文言が含まれているか否かが一つの基準になる。ただし、“or any later version”という記載があったとしても、GPL Ver.2からGPL Ver.3への変更が著しいことを理由として、“Such new versions will be similar in spirit to the present version” (GPL Ver.2) という条件を充足しないと主張されることも考えられる。逆に、カーネルのように“or any later version”という記載がないとしても、関係者の同意が得られれば、準拠するライセンスがGPL Ver.3に変更される可能性は否定できない²²⁾。しかし、その場合、当該プログラムを利用する既存のビジネスユーザに、ライセンス変更の事実が周知されないおそれがある。

4.3 ソースコード公開義務に直接影響するおそれの高い変更点

GPL Ver.3の変更点を網羅するのは本記事の趣旨ではないし紙面の制約もあるのでこれを控える。ここでは、ソースコードの公開義務に直接影響するおそれがとりわけ高いと考えられる条項に絞って紹介する。

(1) GPLの適用範囲

開示が要求される“Corresponding Source”の定義は、原則—例外という構成で説明される。

GPL Ver.3 Section 1 3rd paragraph前半

(原則) “all the source code needed to generate, install, and (for an executable work) run the object code and to modify the work”

(例外) “except its System Libraries, and except general-purpose tools or generally available free programs which are used unmodified in performing those activities but which are not part of the work”

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

“System Libraries”は新設の用語で、直前に定義が置かれている（GPL Ver.3 Section 1 2nd paragraph）。GPL Ver.2で議論があった「GPLと矛盾するライセンスに準拠するライブラリをGPLに準拠するプログラムとリンクできないのではないか」という疑念を解消する目的があるとされる。

そして、議論が多かったケースについては、開示が要求される“Corresponding Source”に該当することを明らかにするために、2つの例示条項が置かれている。

GPL Ver.3 Section 1 3rd paragraph後半及び4th paragraph

（例示条項1）“For example, Corresponding Source includes scripts used to control those activities, interface definition files associated with the program source files, and the source code for shared libraries and dynamically linked subprograms that the work is specifically designed to require, such as by complex data communication or control flow between those subprograms and other parts of the work.”

（例示事項2）“The Corresponding Source also includes any encryption or authorization keys necessary to install and/or execute modified versions from source code in the recommended or principal context of use, such that they can implement all the same functionality in the same range of circumstances. ……”

例示条項1ではDynamicリンクでもGPLが及ぶことを明示している。

例示条項2では暗号化ないし認証のキーが“Corresponding Source”に含まれることを明確にし、DVDプレイヤーの事例を示す。第一ドラフトからトーンダウンしているものの、依

然として“However, the fact that a key is generated based on the object code of the work or is present in hardware that limits its use does not alter the requirement to include it in the Corresponding Source.”としている。現在の文言では、Linus Torvaldsが指摘するように、ハードウェア上で動作するプログラムのバージョンを制限する目的で、当該プログラムの実行前に暗号署名を当該ハードウェアにチェックさせようとする、当該暗号署名がCorresponding Sourceに該当して開示を要求される可能性が高いと思われる。デジタル家電では、著作権保護や暗号処理を目的として、ファームウェアでプログラムのバージョンをチェックしてハードウェア上での動作を許可する製品も少なからず存在するといわれており、これらの製品に与える影響は少なくないと思われる。

(2) ソースコードの公開方法

ソースコードの公開方法について、GPL Ver.3はSection 6”Conveying Non-Source Forms”でその詳細を規定する。GPL Ver.2ではFAQでしか言及されていなかったインターネット上での公開（ネットワークサーバーやP2P）が正面から規定されているのが目新しい。ソースコードを納めたディスクを送付する等の物理的手段で公開する場合の手数料について、第一版のドラフトでは、実際に発生するコストの10倍を上限とすると規定されたが、第二版のドラフトでは、“your reasonable cost”と変更され、GPL Ver.2の“your cost”に近い表現に逆戻りしている。

5. Embedded Linux Productを取り扱う企業の注意すべき事項

5.1 ソースコードの管理

企業が気をつけなければならないのは、オー

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

オープンソース・ソフトウェアをそれと気がつかずに自社開発のプログラムまたは自社製品に搭載するプログラムに混入させることにより、GPL感染を招くリスクである。

外部のチップメーカー等の第三者からプログラムを導入する場合はもちろん、内部からの感染リスクを排除することにも注意すべきである。

オープンソースのソースコードを導入する場合は、著作者のみならず現在の著作権者とそのバックグラウンドを把握することが不可欠である。FSFやGPL Violationsに限らず、オープンソース・コミュニティは、GPL違反に積極的に対応する目的で、開発者である著作者からコードの著作権を譲り受けることに非常に熱心だからである。

5. 1. 1 第三者であるチップメーカー等についての注意点

第三者であるチップメーカー等自身に、ソースコードの出自を把握していることを確認させる必要がある。できるかぎり、当該第三者との契約に、表明保証条項・損害賠償条項を含めるべきである。

5. 1. 2 企業内の注意点

GPL Ver.3の本格的な普及を見据えての、開発スタッフへの事前の啓蒙活動は欠かせない。オープンソースに関連する開発プロジェクトについては、法務担当者も交えて、GPL感染のリスクが排除されているのかの検討が不可欠である。さらに、コンタミネーション防止の手法として古典的ではあるが、開発スタッフが過去にオープンソース活動に携わっていないか、携わっている場合はその内容を把握しておくことも、GPL感染のリスクを最小限にするためには重要である。

5. 2 企業グループとしての対応

国際的なネットワークを有するグループ会社は、日本国内だけでなく、国際的なオープンソース・コミュニティの動向に目を光らせ、どの地域でも足元をすくわれないよう、グループ各社での統一基準を整え、それを実施する体制を確立することが急務となる。例えばウェブサイトからダウンロードさせることでソースコードを公開しようとする場合に、製品販売地域のうち特定の地域・言語のみ対応漏れがあると、そこから付け入れられやすくなる。とりわけオープンソース・コミュニティの活動が先鋭化している地域においては、十二分な対応が求められている。

5. 3 ソースコードの公開手段

自社のウェブサイトからソースコードをダウンロードさせる公開方法が広く普及してきた。このウェブサイト上での公開という手法は物理的な手段で頒布するのに比して手間がかからないメリットはあるものの、製品の購入者にアクセスを限定する等の対策を講じない限り、全くの第三者にまで広く公開されてしまい、先鋭的なオープンソース・コミュニティの活動家に、付け入る隙を見せることにもなりかねない。ウェブサイト上での公開については廃止も含め、リスクを最小化する観点からその是非を再検討すべきである。

注 記

- 1) 記事の本旨ではないため省略するが、オープンソースの定義自体、議論が止まなかったテーマである。本記事では、「オープンソースの定義」(OSD, The Open Source Definition) (<http://www.opensource.jp/osd/osd-japanese.html>) に合致しているとして、Open Source Initiative (<http://www.opensource.org/>) により認定を受けたソフトウェアの意味で使用する。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

別表 GPL/LGPLに関連してソースコード開示がトラブルになった国内の先例

発生時期	発覚の経緯	当事者のとった対応
2002.9頃	①自社製品（スキャナ・プリンタ）のドライバ頒布に利用していたgettextがlibintlを含んでいたにもかかわらず、ライセンスを明確にしないまま、頒布した。 ②LGPLライブラリ（glibc）とリンクしていたプログラムの使用許諾がLGPLに沿っていなかった。	①gettextをLGPLに準拠するバージョンに差し替えた。 ②リバース・エンジニアリングを許可するよう使用許諾を変更した。
2002.10頃	GPL準拠のソフトウェアのコードを画像閲覧ソフトウェア開発にあたって流用した際に、オリジナルの著作権表示を無断で削除してから改変/公開したことが発覚	原作者名を書き加えることで対応（後に開発中止）
2002.12頃	自社製品（MP3プレイヤー）のファームウェア内にカーネル等が含まれているとの指摘を受けたとされる。	事後、該当部分のソースコードを公開したとされる。
2003.2頃	ライセンスを表示しないまま、GPL準拠のDeCSS・DVD2avi・LGPL準拠のLame等のソースコードを自社製品（DVDコンバータ）に使用していたとの指摘が掲示板に書き込まれた。	GPL準拠のwinLameの使用を認め、問い合わせがあればソースコードを公開するとしたものの、公開手法等を含め疑問の声が寄せられた。
2004.4	自社製品（無線LANルータ）のファームウェア内にカーネル等が含まれているとの指摘を受けた。	事後、自社Webサイト上でカーネル等のソースコードを公開
2005.12	GPL準拠のコードであるXviD（当時のリリース名称）がゲームソフトウェアに組み込まれていたことが掲示板の書き込みにより発覚	修正ファイルとして該当モジュールのソースコードが公開された。

- 2) たとえば、経済産業省はIPAに委託する形で多くの調査研究報告をまとめる一方で、「ユーザ企業・自治体のためのオープンソースソフトウェア活用上の留意点」等のパンフレットを作成するなど、Linuxをはじめとするオープンソース・ソフトウェアを採用させる啓蒙活動を展開してきた。
- 3) 日経コンピュータ2006年11月13日号40頁以下、日経エレクトロニクス2003年6月23日号特別編集版「GPL最前線」ほか。
- 4) FSFによる公式な表記はそれぞれ“GPL V2”“GPL V3”だが、分かり難いので本記事では「GPL Ver.2」「GPL Ver.3」と表記する。
- 5) <http://gpl-violations.org/>
- 6) 同プロジェクト側の代理人が、判決文の英訳を公開している。http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf
- 7) http://news.com.com/2100-7344_3-5671209.html
- 8) 同プロジェクト側の代理人が、判決文の英訳を公開している。http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf
- 9) 原告が、裁判の経過を公開している。<http://www.jinchess.com/ichessu/>
- 10) 日本語による、米国内のGPL関連の訴訟状況の概略説明として2005年夏の記事だが、下記がある。http://www.nikkeibp.co.jp/netbiz/opensource/050720_blackduck/
- 11) Ciscoが買収したLinksysがルーターにLinuxを使用していたが、ソースを公開していなかった。2003年のソースコード公開を以て、コミュニティを巻き込んだ騒動は終息した。
- 12) スウェーデンのMySQL ABがGPLで配布していたソフトウェアを、NuSphereが自社製品に埋め込み、ソースコードなしに配布したため、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

NuSphereはGPLが認めている再配布の権利を失ったとして、MySQL ABがNuSphereおよびその親会社Progress Software Corporationを米国国内で訴えた事件。2002年にmysql.orgドメインおよびMySQL商標の使用についての合意およびNuSphereが行った変更点のMySQL ABへの著作権譲渡を内容とする和解で決着したと伝えられている。

- 13) *Wallace v. IBM*, No.06-2454 (7th Cir., November 9, 2006) 及び *Wallace v. Free Software Foundation, Inc.*, No. 05-618, 2005 WL 3239208 (S.D. Ind., November 28, 2005)
- 14) 別表参照
- 15) 平成17年IPA報告書25頁は、Dynamicリンクするプログラムは該当しないとする見解も紹介している。「Debianプロジェクトのリーダー的存在、Bruce Perensは、GPLの適用されたライブラリにリンクされたソフトウェアは、それと単一の著作物を形成する場合にのみGPLを受け継ぐのであって (Software linked with GPLed libraries only inherits the GPL if it forms a single work), 単に一緒に頒布されるというだけで、ソフトウェアに受け継がれるものではないとしている。この見解に従えば、いわゆる静的リンク (ひとつの実行ファイルとして統合した場合) であればGPLの伝播範囲となるのに対し、動的リンク (別ファイル形式で参照する場合) は伝播範囲外となりそうにも思われる。」
- 16) Open Source Licensing : Software Freedom And Intellectual Property Law (Prentice Hall Ptr, 2004.7) (Lawrence E. Rosen) (GPL全般についてpp.103~140, オープンソース関連の訴訟全般についてpp.269~294。うち, derivative workについてpp.113~121, 284~289。
- 17) 平成17年IPA報告書21頁
- 18) もちろん、問題のソフトウェアについて訴訟で著作権侵害である旨確定したことが報道されて以後に、当該ソフトウェアを入手したユーザについては第113条第2項により使用が侵害と判断される可能性は考えられる。平成17年IPA報告書32頁は、「開発コミュニティが自主的に非侵害部分を作成、置き換えることが予想される」という楽観的な見方を示す。しかしながら、サポートの確保に高コストを要するデメリットが浮き彫りにされた現状では、かかる楽観的な見方

には必ずしも賛同できない面があることは否定できない。

- 19) 各種ドラフト及びカンファレンスの様子はFSFウェブサイトで開催されている。<http://gplv3.fsf.org/>また、各種ドラフトの和訳はIPAのサイトで公開されている。<http://www.ipa.go.jp/software/open/osscc/seika.html>
- 20) TivoizationはGPL Ver.3の策定過程で頻繁に使用されるようになった造語で、DRMの導入により①ソフトウェアを変更する自由、②変更後のソフトウェアを実行・頒布する自由が制約されることを指す。Wikipediaでは、“Tivoization is the creation of a system that incorporates software under the terms of a copyleft software license, but uses hardware to prevent users from running modified versions of the software on that hardware. Richard Stallman, creator of the copyleft GNU General Public License (GPL), coined the term and believes this practice denies users some of the freedom that the GPL was designed to protect.”と説明されている。
- 21) GPL Ver.3第二ドラフトに対してのオープンソース・コミュニティ内から示された意見の例を以下に挙げる。一つめはLinus Torvaldsによる強硬な異議で繰り返し報道されている。二つめはLinuxカーネル開発者が連名で発表した“Kernel developers' position on GPLv3 - The Dangers and Problems with GPLv3”で、<http://lwn.net/Articles/200422/>でみることができる。とりわけ①反Tivoization条項、②Additional Restriction、③ソフトウェア特許対策条項が問題視されている。三つめはHewlett-Packardで、ソフトウェア特許対策条項に草案段階から異議を唱えていた。四つめはOpen Source Development Labsで、GPL Ver.2とGPL Ver.3の関係を早期に明確化するよう主張している。
- 22) 現実に考えれば、多数の開発者が開発に関与するというオープンソース・ソフトウェアの性質上、全員の同意を得るのは困難と思われる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

本記事中のURLはすべて、2007年1月5日の時点で確認したものである。

他の参考文献は次の通り。肩書きはいずれも初出時のもの。

- ・「オープンソースソフトウェアのライセンスと特許権」(パテント2006年6月号45～68頁)(日本弁理士会平成17年度ソフトウェア委員会第2部会)
- ・「オープンソースに関する法的諸問題(GPLを中心として)」(知財ふりずむ2006年4月号53～64頁)(鎌田真理雄弁護士)
- ・「論説 オープンソースソフトウェアに関する研究」(知財マネジメント研究 Vol.3, 2005 49～51頁)(金子広孝・京本直樹)
- ・「オープンソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について 2004.10版」(SOFTIC) 65～70頁(担当: 相山敬士弁護士), 84～87頁(担当: 平嶋竜太筑波大助教授), 95～97頁(担当者不明)

- ・「オープンソースを巡る著作権論議と知的財産政策への示唆」(経済産業省商業情報政策局情報政策課課長補佐 村上敬亮)(特技懇No.232(2004.3.30号)16～28頁)
 - ・「オープンソースソフトウェアのライセンス契約問題に関する調査」(SOFTIC平成14年度電子商取引関連基盤技術開発実証事業 担当: 柳沢茂樹・上村哲弘)(上記2004.10版SOFTIC研究会報告書の要約)
 - ・Brian W. Carver (20 Berkeley Technology Law Journal 443 (2005))
 - ・Understanding Open Source And Free Software Licensing (Oreilly & Associates Inc, 2004.8) (Andrew M. Laurent, Andrew M. St. Laurent) pp.34～49
- なお、本稿における見解は、執筆者らの個人的なものであり、所属事務所その他の団体等の見解を反映するものではない。

(原稿受領日 2007年1月5日)

